

# Product Liability NEWS

13号

6.Feb.2023

PL 対策

検索



【発行元】

一般社団法人 PL対策推進協議会（略称：APL）  
〒982-0823 宮城県仙台市太白区恵和町 35-28  
TEL：050-6865-5180 FAX：022-247-8042  
E-mail：c-japan@pl-taisaku.org

超スマート社会での製品の安全は  
**安全点検アプリで  
今すぐ実現**



<https://scodt.com>

## B2C デジタルトレーサビリティは必須に！

品質と PL（製造物責任）の関係性は未だ作る基準と製品欠陥の民事訴訟対応だと解釈されています。品質とは「社会や購入者、利用者のニーズ」を達成することです。この団体では 2005 年から前身である NPO で消費者基本法第 5 条に注目、「消費者の知る権利と事業者の伝える責任」を果たすための取り組みとして、最新！ PL 対策の普及を進めています。消費者に伝わらないのでは「作る責任も売る責任」もできていないことになります。具体的には概ね取扱説明書や表示を見ればその事業者のいわゆる消費者対応が推測できます。国は 2020 年までに「超スマート社会」として Society5.0 を促進することと公表しましたが製品の安全分野では未だその成果が確認できません。

食品安全についてはすでにご報告の通り北米でバイオテロ防止対策法のトレーサビリティ法 FSMA204 が 1 月 20 日に改訂発効されています。その詳細も農水省にて PDF として公表、「米国食品安全強化法（FSMA）第 204 条 食品の追尾・追跡及び記録管理の強化（仮訳）」で説明していますが解釈を誤ると大変リスクになります。

今規制対象になっていなくても FDA では直ちにその追加ができること、3 年待つのは記録データの保管期間を 2 年の義務化だけであり、すでにこの法律は有効でラベルの貼り間違えも対象になります。



[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/attach/pdf/fsma\\_traceability-1.pdf](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/attach/pdf/fsma_traceability-1.pdf)

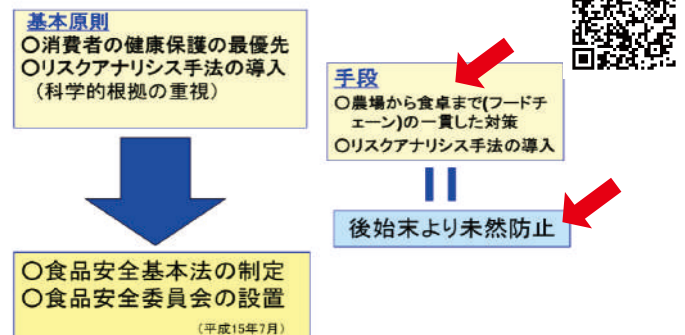
我が国でも 2003 年に内閣府食品安全委員会が設置され 2017 年の発表資料（下記 URL）にはすでに未然防止の目的として**食卓までの安全**としています。

「後始末より未然防止」は安全の基本であり、起きてか

らの対処は時間との戦いです。

[http://www.fsc.go.jp/monitor/moni\\_29/moni29\\_index.data/H29moni\\_shiryoy1.pdf](http://www.fsc.go.jp/monitor/moni_29/moni29_index.data/H29moni_shiryoy1.pdf)

### 我が国の食品安全行政の基本



このことは食品以外の製品の安全を所管する連邦政府の CPSC も同様ですから、今後は北米に販売されるあらゆるものの B2C トレーサビリティが必要になると思います。消費者対応に厳しい訴訟大国米国では、IKEA の家具が転倒し子どもが亡くなったことで、被害者弁護士は和解金 50 億円と公表し、これにより同様の被害者は知ることになります。Amazon も北米での製品起因事故での PL 訴訟ではほぼ全敗であることなども深く読み取らないと、タカタのエアバック事件のように大変厳しい状況になることは容易に想像できます。今現在、B2C デジタルトレーサビリティの実績、小規模から大企業まで使えるシステムは当協会が普及を進めている「安全点検アプリ scodt(すこどっと)」だけです。(渡辺吉明)

詳細説明や相談は事務局で承ります。

[https://pl-taisaku.org/?page\\_id=2823](https://pl-taisaku.org/?page_id=2823)



～知る権利と伝える責任～



## GS1 2D シンボルの活用と FSMA204 対策

昨年末の当協議会の PLnews や新着情報でお知らせの通り、米国では食品テロ対策法の FSMA204 条が本年 1 月 20 日に発効、2026 年 1 月 20 日からは End2End の 2 年間のデジタルトレーサビリティによる記録義務となります。

北米法ですが国内の食品産業は北米輸出、また北米からの輸入などが多くあり、直接、間接的に国内産業に大きな影響があることは疑う余地もありません。2025 年には大阪万博もあり今の状況では万一食品バイオテロなどが発生すると、国内産業はコロナ感染対応も併せ壊滅的なダメージとなります。

世界では、国依存ではなく産業界が取り組んでいることですので、「製品事故未然防止」の専門団体の当協議会が中心になり食品、雑貨産業界の皆様にも、GS1 標準を利用し B2C デジタルトレーサビリティのできる「安全点検アプリ」の試験実装の WG を設置しました。

食品から雑貨、家電など身の回りのあらゆるものが販売されています。そのため、行政縦割りではどうしても合致しない部分が出てきます。法律ありきではなく、社会環境の求めるものが安全であることを根底にし、より効果的に無駄なく社会で利用されることが本質です。その根底の概念に Product Liability (PL) があり商品の責任主体を定めています。この PL は概念になり、具体的には各国で PL 法、日本では消費者庁が所管し製品の欠陥を定義し、民法の民事訴訟に際し 709 条や 415 条と共に事業者の民事賠償責任を問うものです。PL の研究は社会科学、自然科学、情報通信などの全領域に亘るためこれもまた縦割りの行政では組織ありませんでした。このためこの分野に関心のある、関係のある研究者などで組織しているのが、PL 研究学会で、製品リコール委員会では具体策を講じる場ではないため、このワーキンググループもこの組織の中の実務部門として結成することにしました。

上位には製品リコール検討委員会があり、活動内容は委員会でも報告させていただきます。関心のある企業、団体、個人が参加できます。第一段階は 1 月 31 日締め切りとし、その後状況を鑑み再募集する予定です。ご質問などは PDF 記載の連絡先にご連絡ください。

詳しくはこちらのページから>>  
<https://pl-taisaku.org/?p=4621>



## 道具で世界に笑顔を

 株式会社 高儀

〒955-8655  
新潟県三条市塚野目2341-1  
<https://www.takagi-plc.co.jp>



## 木製家具で常に新しい生活空間を創造

# カリモク家具

〒470-2191  
愛知県知多郡東浦町大字藤江字皆栄町108番地  
<https://www.karimoku.co.jp>

# 2022年度第1回法律体系研究部会開催

当協議会のメルマガ、PLnews などでお知らせした PL 研究学会の 2022 年度第 1 回法律体系研究部会が下記の通り開催された。

- 2023 年 1 月 23 日 17:00~19:00
- 参加者 50 名 (会場・Zoom 計)

2023 年 1 月 23 日 (月) 午後 5 時より、標題会合が開催され、久留米大学法学部教授朝見行弘先生による研究発表が行われた。「デジタル社会と製造物責任 (プラットフォーム事業者をどのように考えるか)」をテーマに、「デジタルプラットフォーム責任 (アメリカにおける裁判例)」を参考資料として発表された。

この度の発表は、バーチャル市場での場の提供者の責任について、特に近年大きく台頭したデジタルプラットフォーム (DPF) 事業者の中の Amazon に関する米国での判例からの責任のあり方を問う内容であった。我が国でも DPF 事業者として Amazon、楽天、Yahoo! などが存在しており、巨大なマーケットの中でのしを削っている。

米国で起きている DPF と消費者の間での製造物責任訴訟において DPF 側が敗訴している。従来、DPF 事業者はマーケットにおける場の提供者としての立場から販売には関与していないことを主張してきたが、発表の内容から、米国では販売者も無過失責任として賠償が命じられている。

これらの判例は米国を中心としたものであるが、遠からず我が国においても起きることが想定される。この問題は DPF 事業者に限らず、イオン、セブンイレブン、イトーヨーカドーなども同じであり、逃れられない立場としての対応が急務である。製品トラブルは時にリコール問題にも発展することがあることを認識する必要がある。朝見先生の発表内容は、我が国においても今後問題となることが想定され、流通小売事業者にとって喫緊の重要な課題といえる。(PL 研究学会事務局長 渡辺欣洋)



大羽会長と細川部会長



Zoom で発表中の朝見先生

読上法學講座  
デジタルプラットフォーム責任(1)  
—アメリカにおける裁判例—

朝見行弘, Amy S. Valdes, 米国で起きている製造物責任訴訟

アメリカにおける  
10年事業者の製造物責任

オンラインストアの発展に伴って、アメリカでは、ウェブサイトで製造物責任を発生させたデジタルプラットフォーム(以下「DPF」)事業者の製造物責任(DPF事業者の製造物責任)について、製造物責任と同様、賠償責任に基づく製造物責任を課せられる判例が相次ぎようになり、我が国でも、DPF 事業者が製造物責任を負う必要が生じています。

オンラインストア事業者 (Shutterstock v. Amazon, 609 F.3d 1171, 2019 年 1 月)、オーバーザトップ (Overstock v. Facebook, 2018 年 11 月)、アマゾン (Amazon v. BarnesandNoble, 2017 年 12 月) の判決が示しているように、DPF 事業者は、デジタルプラットフォームを通じて製造物責任を負うことが認められる可能性があります。

これにより、2019 年 7 月、控訴審である第 9 巡回控訴裁判所の判決は、ペンシルベニア州の控訴審で、アマゾンが販売する Kindle Fire タブレットの製造物責任訴訟において、アマゾンが製造物責任を負うべきであると判断しました。

これにより、2019 年 7 月、控訴審である第 9 巡回控訴裁判所の判決は、ペンシルベニア州の控訴審で、アマゾンが販売する Kindle Fire タブレットの製造物責任訴訟において、アマゾンが製造物責任を負うべきであると判断しました。

これにより、2019 年 7 月、控訴審である第 9 巡回控訴裁判所の判決は、ペンシルベニア州の控訴審で、アマゾンが販売する Kindle Fire タブレットの製造物責任訴訟において、アマゾンが製造物責任を負うべきであると判断しました。

朝見先生参考資料  
デジタルプラットフォーム責任  
Web 版国民生活 読上法學講座  
114号・115号  
<https://www.kokusen.go.jp/wko/data/bn-hhkouza.html>



毎年4月にAPL大会としてイベントを開催してきました。協議会発足から4年目を迎え、今年も例年通り4月に「PL対策シンポジウム2023」として開催します。

すでにPLnewsや新着情報でお伝えしているとおり、今年は米国のFSMA204条におけるトレーサビリティ規則が1月20日に発効、欧州でも「デジタルプロダクトパスポートDPP」というトレーサビリティのルールが活発に論じられています。併せてソフトウェアの製造物責任もEC指令で昨年末に発表されました。

消費者安全を実現するには、いち早く情報を届けるためのBtoC製品トレーサビリティが必須になると言っても過言ではなく、対応できない製品は販売できなくなる時代が目の前に迫りました。安全に関する情報は「正確・迅速・簡単」にできないと企業そのものの存続に影響します。本年の当協議会シンポジウムは事業者と消費者の「伝える責任と知る権利」をテーマに、有識者をお招きし、様々な意見交換を行う予定です。

これまで消費生活用製品、作業用機械などをテーマにしましたが昨年よりグロサリー分野（食品や日用品、雑貨など）についても調査を進めております。特に海外での動向については北米の動向に注目する必要があり、今年はその方面の関係者の皆様にご登壇いただけるよう、調整しております。

## 昨年度大会の様子



登壇者記念撮影



パネルディスカッションの様子

## 第4回 PL 対策シンポジウム 2023

メインテーマ：超スマート社会における製品の安全

サブタイトル：伝える責任と知る権利

主催：(社) PL 対策推進協議会 (略称 APL)

共催：(社) PL 研究学会

後援予定：

GS1Japan (一財流通システム開発センター)、(国研)

農業・食品産業技術総合研究機構

(社) セーフティグローバル推進機構、(社) 日本

施設園芸協会、(一財) 電気安全環境研究所、(一財)

ボーケン品質評価機構、(株) ロダン 21、東北工業大

学など

日時：2023年4月27日(木) 12:00~16:00

場所：板橋区グリーンホール6階

開催方法：会場とzoom配信によるハイブリッド開催

定員：会場100名、Zoom参加100名

参加費：無料

## プログラム (来賓・パネリストは予定です)

事業報告 12:00~12:30

1. 渡辺代表理事挨拶

2. 会員表彰

シンポジウム 12:30~16:00

3. 来賓挨拶 (30分)

4. 基調講演 消費者庁に依頼予定 (30分)

~休憩 (10分)~

5. パネルディスカッション

①コーディネーター渡辺吉明 (10分)

②各方面の専門家など (発表各10分)

6. パネルディスカッション (60分)

7. 総評 経済産業省に依頼予定 (20分)

8. 終了挨拶 (5分)

終了予定 16時

お申し込みは詳細が決まり次第順次ご案内致します。

## せき止シロップで事故多発、正確なトレーサビリティを！

インドネシアなど新興国で2022年以降、せき止めシロップを服用した子どもが死亡する事案が相次いでいます。被害は少なくとも7カ国で確認され、うち3カ国で5歳未満を中心に300人以上の子どもが急性腎不全で死亡しました。



世界保健機関（WHO）は1月23日、子どもを危険な医薬品から守るために「迅速かつ協調した行動」をとるよう各国の保健当局に呼びかけました。

その声明によると問題のせき止めシロップからは、工業用の溶剤や不凍液として使用される化学物質ジエチレングリコールとエチレングリコールが高濃度で検出されたとあります。

これらは少量の摂取でも致命的で、医薬品に含まれるべきではないにもかかわらず、被害が発生した国では医師による処方ではなく、薬局などで誰でも入手することが可能であったとのこと。さらにどこで混入されたものなのかも不明だとしています。

また、WHOは既に昨年10月と今月、インドの製薬会社の解熱・せき止めシロップなど特定の製品に関して警告を発し、店頭からの撤去を要請しています。

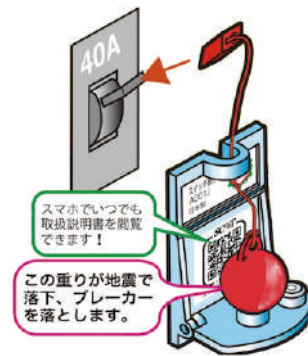
有害物質の混入の事案はどの業界でも起こりうる可能性があります。自らの製品がどこでどのように販売され、どのように使われているのか。その逆もしかりです。自らの製品の材料はどこからどのようにしてこの製造現場に来ているのか。正確なトレーサビリティが必須です。

誰もが製造者であり消費者であることを自覚する意識改革が必要に思います。（椿 克美）

## 「表示」について

お店ではさまざまな生産者から仕入れて継続して販売します。買う側はいつも同じ品質、少しでも安くは当たり前です。生産者や販売者が購入者などに正しく情報を伝えるためには「品質表示」という売するためには欠かせないものになります。品質と表示はこのように切り離せないものですが、今は産地も海外のものも多く、時に産地偽装も起きています。当協議会で普及を進めている「安全点検アプリ」は製品に表示されたレジでも有効な特殊なQRコードをピッとやることで、取説を見たい、アレルギーを詳しく知りたい、寿命を知りたい、リコール品かどうかを確認したいなど、消費者が求める「今知りたい！」という行動を利用し個人情報に依存しないB2Cトレーサビリティを世界で初めて実現しています。

このことは本体のQRコードという表示を利用して事業者の伝える責任で消費者の知る権利を満たすことであり、規模業態に関わらず事業者の安全品質への取り組みを消費者に示すことでPL対策もDX化が進みます。トレーサビリティについては6～7ページにて説明しています。（菅野 裕）



scodt cloud 利用第1号の「簡易感震プレーカー」です。小さなスペースに国の認証を受けたマークを表示するとほとんど表示スペースがありません。専用のQRコードを付け取説を閲覧できますから、アパートや賃貸住宅、世代交代など住む人が変わってもいつでも取説を閲覧できます。期待寿命10年、2026年になるとアクセス画面を切り替えプッシュ通知で知らせます。

はじめませんか？  
スプーン1杯の  
健康習慣

JOAN  
INTERNATIONAL  
ジョアンインターナショナル  
03-3903-7607



ガッティ家のオリーブオイル

検索

GS1QR scodt

巻頭に「品質と PL」について、トレーサビリティに触れました。ここではこのトレーサビリティについてもう少し詳しく説明します。この分野は当然、物流上も商取引上も重要であり、専門家や専門の事業者様がおります。学術的な研究も海外初め多くありますから、ネットで調べると多くのことを知ることができます。ここでは特に「B2C トレーサビリティ」について説明させていただきます。

## トレーサビリティと製品の安全

B2B での商取引には当たり前前に販売者は販売先に価格や商品の性能を示すもの、法律で規制されていればその証明など、さまざまな情報を提供しなければ買ってもらえません。当然、製造側は営業や仲卸を通し、小売店にて販売してもらいます。当然、棚割争奪戦が繰り広げられ、売れているもの、売れるものは1円でも安くしたい、これが仕入れる側の思惑、売る側はどうでしょう。他社製品との競争には当然、自社製品の性能、見た目、販売する上での販促ツールなどで競います。最後は購入者はその商品をみたり触ったりパッケージや商品の値札などで選び POS などでレジを済ませます。これも今は EC、DPF、sns を利用した D2C などレジも使いません。

このような取引の中での安全性が今問題になっています。明らかに粗悪なもの、表示違反、実際に事故が起きてリコールになっているものなども販売されています。B2B 取引でのトレーサビリティと情報共有ができていないことになります。

## トラッキングとイベント

ものを作る際には当然、さまざまな資機材を使います。その資機材を調達することこそ事業者の生命線、それがお米であろうとロケットであろうと同じです。当然公開できない情報と公開できるものにわけ、仕入れ時、生産過程、保管、そして出荷という内部での情報を得ることをアナログとかデジタルに関係なく書類などで保管します。そして販売出荷時の納品書や配送先情報などを記録しますがここがデジタルではイベントとしてデジタル化させているかどうかが本題のトレーサビリティに重要になります。

B2B 間の取引でもレジや宅配でもサインではなくコードを読んでトラッキング情報を記録します。



上の画像は先日、水道の止水栓とパッキングを夜 11 時に Amazon で注文、翌日午前 10 時に配達されたもの外箱に貼られた多くの「データキャリア」、バーコードです。

右上のは元々発送元がはったコードは流通で使えないプライベートコードのため、上から貼られて左上のようになっています。

そして箱の中にはこのように袋に入れた部品が入っていますが、したの止水栓には意味不明のバーコードがあるだけ。やり方を間違えると漏水被害になり、PL 訴訟もあります。

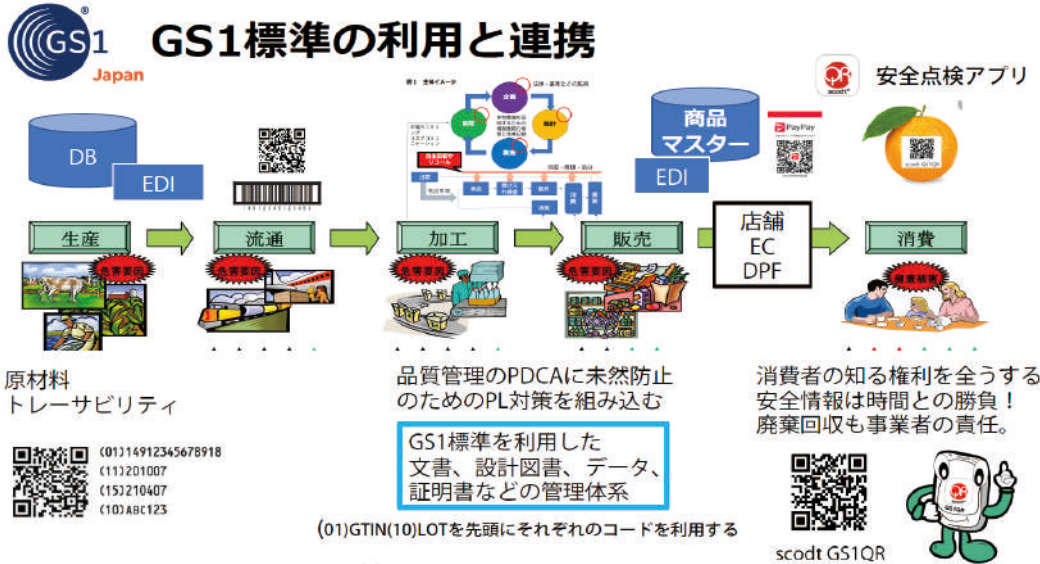
ここで伝えたいのは、購入した私の記録は配達した時点で終わりであり、置き配ではさらに曖昧です。

結果的に、この部品のメーカーでは購入記録までであり、実際に使用している人のトレーサビリティがありません。これが B2C トレーサビリティと PL や品質に関係します。個人情報を使わずに知りたい情報を伝えるためにはどうしても商品の B2C デジタルトレーサビリティが必要になります。

商品には必ず寿命があり、ペットボトルの水も水道水とことなり塩素を使っていませんから 1 年ほどで雑菌が繁殖します。巻頭に書いた地震対策の感震ブレイカー同様、自治体、町会、学校など、毎年防災訓練で入れ替えなどを行ってきましたが、コロナでそれも 3 年停止、今のものの安全性確認は配布時に各自が点検できないと、O-157 などの感染症になる可能性もあります。この場合は販売者も製造物責任が明確に問われ、北米では FSMA204 条が今年 1 月 20 日発効してます。

## デジタルトレーサビリティについて

もちろん、これまでも B2B 取引ではさまざまなシステムでトレーサビリティを行っています。EDI（電子データ交換）や商品情報データベースを利用していること、また配送（宅配も含め）でも今では当たり前でデジタルトレーサビリティを行なっています。

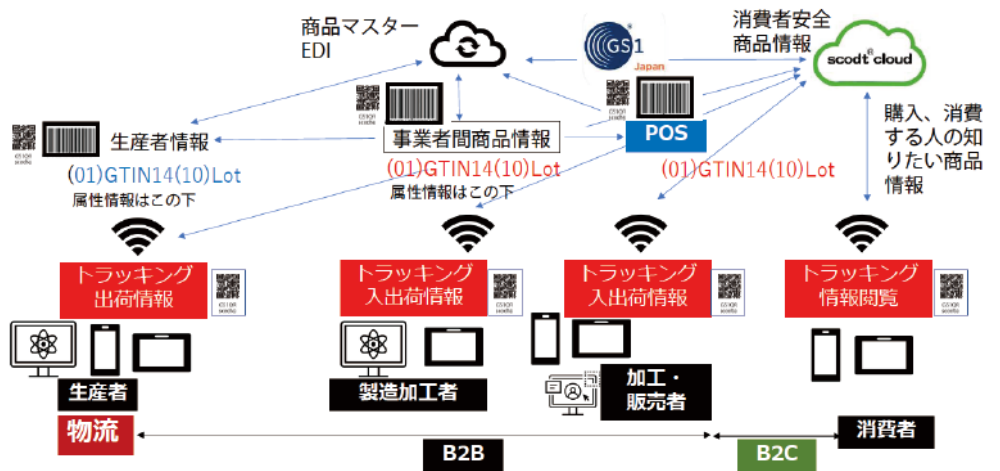


上図のように原料や資機材を生産する中でのトレーサビリティ、流通過程また加工販売する社内組織でのトレーサビリティ、店舗も同様で、社内環境だけでなく、それぞれの物流と情報を IT で一致させ追跡（トレース）することがデジタルトレーサビリティになります。決まった相手販路であれば伝票などでも良いのですが、ネット社会では再販からさらに単体でのトレースをしないと、B2C にはなりません。特に今は倉庫でピッキングされ注文された複数のものを箱に入れて送られますから、この外箱は単に配送のためのものになります。上の図を簡素化してみると下図のようになります。

生産者が洗浄しカット野菜にするなどの加工を行い商品にすること、また材料を仕入れて加工し同様に容器に入れ商品とすることなど、これが製造物責任における「責任主体」であり、この責任には説明している表示責任、表示には書ききれないことは取説などを利用し同梱することも、電子化して QR で閲覧させることも可能になります。その際に単に取説のリンクにするのか、B2C トレーサビリティもレ

ジでの決済に使えるには、やはり狭い表示スペースを有効利用し、GS1 標準の QR を利用し上記のように、(01)GTIN(10)LOT として表示を行えば、いわゆる End 2 End、畑から食卓までのデジタルトレーサビリティができるようになります。ロットや生産上の問題などと B2C は異なるので、詳細は次号になります。

## GS1標準でのデジタルトレーサビリティ



左の図はイメージです。店舗・EC・DPF」などの小売業界では POS（店内のレジシステム）として、通常 B2B トレーサビリティは生産者から POS までであり、消費者には本体表示（外箱は捨てられるため容器や製品本体での表示義務があります）しかわかりません。小さな文字でペットボトルのキャップの下に印字しているコード（下）も私たちには何の日付かもわかりません。



## 2/22 PL 対策セミナー「B2C トレーサビリティ」を開催します。

早いもので、2023 年を迎えてから 1 ヶ月が過ぎました。その間にも 1 月 20 日には米国で FSMA204 のトレーサビリティ規則が発効されるなど、大きな動きがありました。

食品関係のみならず、燃焼器具メーカーなどにも当協議会の取り組みに対して大きな関心が寄せられています。

そんな中で、2 月のセミナーは先月に引き続き「B2C トレーサビリティ」をテーマとして開催します。また、3 月は上級アドバイザー協力のもと、主に 20～40 代をターゲットとしたメタバースを利用したセミナーを企画しています。こちらも HP の新着情報で案内いたします。

セミナーや動画についても順次ご案内していきますので、最新の情報を得たい方は是非メルマガにご登録ください。

メルマガ登録はこちら

[https://pl-taisaku.org/?page\\_id=4253](https://pl-taisaku.org/?page_id=4253)



## PL 対策セミナー

テーマ：B2C トレーサビリティ

開催日：2023 年 2 月 22 日（水）16:00～17:30

参加費：無料

参加方法：ZOOM と会場参加によるハイブリッド



参加お申込みはこちら

<https://forms.gle/qEvF4GhERFDPDLwJ6>



PL 検定初級 5,280 円（税込）

PL 対策・体制整備・表示などの基礎を学べます

詳しくはこちら>>

[https://pl-taisaku.org/?page\\_id=630](https://pl-taisaku.org/?page_id=630)



最新！PL対策解説書2022  
税込 5,280 円

これ一冊で、最新の PL 対策  
まるわかり！

ポジティブインセンティブ規制、ポジティブリスト化する法律や基準、急速に進む流通小売の動向など、製品安全の最前線で 27 年に及ぶ PL 対策の第一人者 R&D スペシャリストが書き下ろした実務書です。

皆様の業務改善、体制維持などの全てが書かれています。取扱説明書ガイドライン2022と併せて万全の最新の PL 対策にお役立てください。



取扱説明書ガイドライン2022  
税込 7,700 円

わかりやすく、見やすい  
消費者視点の取扱説明書

産業用機械から日用品まで、消費者市場にて使われるものを対象に「取扱説明書ガイドライン 2022」を新たに出版しました。

初心者でも作れるようにテンプレートもデータで配布します。モバイルの小さな画面でも、知識のない人でも分かりやすく正しい使用方法を伝え、誤使用の事故をなくすことを目的とし、当協議会では PL 検定受験を通し「なぜ取扱説明書が必要なのか、表示とはどのような関係なのか」も理解していただけるように支援を行なっています。